

平成27年度 第2四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：中国電力(株) 島根原子力発電所

作成責任者 島根原子力規制事務所 統括原子力運転検査官 足立 恭二

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成27年9月11日	田中	発電所長	<p>【平成27年度 第2回保安検査】 放射性固体廃棄物貯蔵所(以下「貯蔵所」という。)B棟及びC棟において、ドラム缶の収納保管状況を確認したところ、点検通路が充分確保されておらず、作業員が実施するドラム缶の腐食の有無等を確認するための巡視点検が困難な箇所が確認された。 このため、貯蔵所内の作業環境を速やかに改善し、保安活動の実効性がより確実なものとなるよう点検通路を適切に設置するよう指導した。</p>	平成27年9月11日	貯蔵所内の点検通路を確保するため、点検通路設置の間隔、作業方法、作業期間等の検討を開始した。
					平成27年10月30日	貯蔵所内の点検通路の確保について検討を行った結果、巡視点検を確実にするため、D棟の運用開始と合わせて、建屋内の縦又は横方向にドラム缶5本(敷板使用の場合)若しくは6本(パレット使用の場合)間隔で点検が行えるよう通路を確保した。
					平成29年8月24日	<p>貯蔵所内の点検の実効性を更に確保(向上)するため、以下のとおり点検方法・対策を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内装ポリ容器付きドラム缶は内部からの腐食のリスクが極めて小さいことから、詰め替え可能なドラム缶は、順次、内装ポリ容器付きのドラム缶に詰め替える。 ・内装ポリ容器付きドラム缶に詰め替えが困難なドラム缶については、腐食のリスクを考慮して、点検通路側へ配置、目視により点検する。また、必要によりファイバースコープを使用し点検する。 <p>なお、内装ポリ容器付きドラム缶エリアについては、状況を把握するため、貯蔵所各階毎で定期的(1回/3箇月)に、3段積みのドラム缶上部からファイバースコープを使用し、代表箇所の点検を行う。</p>